2　輸入締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく各締約国の権利及び義務を害することなく、輸出締約国の要請があった場合には、一貫性のある態様で輸出締約国の全領域について産品の輸入条件を適用すべきである。

3　1及び2の規定は、この協定の効力発生の日において両締約国間に存在する輸入条件に影響を及ぼすものではない。両締約国は、当該輸入条件に関する見直しについての要請を考慮する。

4　各締約国は、衛生植物検疫措置（承認及び許可のための措置を含む。）の実施を確認し、及び確保するための輸入手続について、次のことを確保する。

(a)　当該輸入手続が、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従い、不当に遅延することなく、簡素化され、迅速化され、及び完了すること。

(b)　当該輸入手続が他方の締約国に対する恣意的又は不当な差別となるような態様で適用されないこと。

(c)　各輸入手続の処理に要する標準的な期間が公表され、又は要請に応じ処理に要すると予想される期間が申請者に通知されること。

(d)　要求される情報が、適切な管理、検査及び承認の手続（添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関するものを含む。）に必要なものに限られること。

5　両締約国は、有害動植物の分類を裏付け、及び植物検疫上の輸入条件を正当とするため、国際植物防疫条約に基づいて作成された適用可能な基準を考慮しつつ、有害動植物の状態（監視、根絶及び封じ込めに関する施策並びにこれらの結果を含む。）に関する適当な情報を維持する。

6　各締約国は、植物検疫上の懸念がある場合には、品目（注）に関する規制有害動植物の表を作成する。当該表には、適当な場合には、次の事項を含める。

注　この章の規定の適用上、「品目」は、国際植物防疫条約事務局によって作成された植物検疫上の用語に関する用語集（植物検疫措置に関する国際的な基準第五号）に基づくものと了解する。

(a)　自国の領域のいかなる地域においても発生していることが知られていない検疫有害動植物

(b)　自国の領域のいずれかの地域において発生していることが知られているものの、広く分布しておらず、かつ、公的な防除の下にある検疫有害動植物

(c)　植物検疫措置をとる可能性がある他の規制有害動植物

植物検疫上の懸念がある品目については、輸入条件は、輸入締約国において規制有害動植物が存在していないことを確保するための措置に限定される。輸入締約国は、規制品目及び全ての規制品目に対する植物検疫上の輸入要件に関する自国の表を入手可能なものとする。この情報には、適当な場合には、特定の検疫有害動植物及び輸入締約国が定める植物検疫上の証明書に関する追加記載を含める。

7　輸出締約国の要請に対応するために輸入条件を設定する必要がある場合には、次のとおりとする。

(a)　輸入締約国は、不当に遅延することなく、関係する産品の輸入を許可するため、全ての必要な手段をとる。

(b)　輸出締約国は、次のことを行う。

(i)　輸入締約国が求める全ての関連する情報を提供すること。

(ii)　監査その他の関連する手続のため、輸入締約国に対して適当な機会を与えること。

8　両締約国は、輸入締約国の適切な保護の水準を達成するために一連の代替的な衛生植物検疫措置が利用可能である場合において、輸出締約国の要請があったときは、一層実行可能な、かつ、一層貿易制限的でない解決を選択することを検討する。

9　両締約国は、輸出締約国が発給する証明書が衛生植物検疫上の目的のために求められる場合には、食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の国際的な基準、指針又は勧告を考慮しつつ、当該証明書の様式及び内容について合意する。

10　各締約国は、電子証明その他の貿易を円滑にするための技術の活用を促進する。

11　輸出締約国の領域における輸入締約国の職員による確認は、新たな貿易を促進することを目的とすべきである。当該確認は、永続的な措置とすべきではない。輸入締約国は、実施中の確認措置を代替的な措置であって、植物検疫措置について合意された要件の輸出締約国による遵守を確認するものに改める。ただし、輸出締約国がそのような要請を行った場合において、輸入締約国が不当に遅延することなく当該要請を受け入れたときに限る。

12　規制された品目の貨物は、輸出締約国による適当な保証に基づき、免許又は許可の形式での輸入に関する個別の承認なしに受け入れられる。ただし、輸入のための公的な同意が、国際植物防疫条約の関連する基準、指針及び勧告に基づいて必要である場合は、この限りでない。

13　有害動植物の危険性の評価については、できる限り速やかに開始し、不当に遅延することなく終了させる。

14　衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Cの1(f)の規定に従い、輸出締約国から輸入される産品の手続に課されるいかなる手数料も、同種の国内原産の産品に課される手数料との関係において公平なものとし、また、役務の実際の費用よりも高額のものとすべきでない。

第六・八条　監査

1　両締約国は、この章の規定の効果的な実施において信頼を獲得し、及び維持するため、次の事項についての監査を実施するため相互に支援する。

(a)　輸出締約国の検査及び認証に関する制度の全部又は一部

(b)　輸出締約国の検査及び認証に関する制度に従って行われる管理の結果

両締約国は、食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の関連する国際的な基準、指針及び勧告を考慮しつつ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従って当該監査を実施する。

2　輸入締約国は、輸出締約国に対する情報の要請又は輸出締約国に対する監査のための訪問について、監査を実施することができる。

3　監査のための訪問は、両締約国間で事前に合意する条件の下で実施する。

4　輸入締約国は、輸出締約国に対し、監査の所見について書面により意見を述べる機会を提供する。輸入締約国は、結論に達し、当該結論についての行動をとる前に、当該意見を考慮する。輸入締約国は、不当に遅延することなく、輸出締約国に対し、自国の結論を記載した書面による報告書を提供する。

5　監査のための訪問の費用は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、輸入締約国が負担する。

第六・九条　施設又は設備を一覧表に掲載するための手続

1　輸出締約国の権限のある当局は、輸入締約国により求められる場合には、輸入締約国の輸入条件を遵守する施設及び設備の一覧表を作成し、常時最新のものとし、及び輸入締約国に送付することを確保する。

2　輸入締約国は、輸出締約国に対し、1に規定する一覧表を検討するために必要な情報を提供するよう要請することができる。輸入締約国は、一覧表の記載事項を確認するために追加の情報が求められる場合を除くほか、一覧表に掲載された施設及び設備からの輸入を不当に遅延することなく許可するために必要な措置をとる。第六・十三条の規定の適用を妨げることなく、当該措置には、事前の検査を含まない。ただし、当該事前の検査が各締約国の法令により求められる場合又は両締約国が別段の合意をする場合は、この限りでない。